○墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成27年3月31日中津市規則第14号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)及び墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成26年中津市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(事前届出)

- 第3条 条例第2条の規定による届出をしようとする者は、事前届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
  - (1) 墓地又は火葬場の経営主体、計画面積、区画数等を明記した墓地又は火葬場の計画概要書
  - (2) 墓地又は火葬場の位置図
  - (3) 墓地にあっては、その敷地から周囲100メートル以内の、火葬場にあっては、その敷地から 周囲250メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 条例第2条の規定による規則で定める日は、条例第3条第1項の標識の設置の日前とする。 (標識の設置)
- 第4条 条例第3条第1項の規定による標識は、様式第2号によるものとする。
- 2 条例第3条第1項の規定による規則で定める日は、特定経営等許可の申請をする日の120日前と する。
- 3 条例第3条第2項の規定による届出をしようとする者は、標識設置届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
  - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
  - (2) 標識及びその付近の写真

(設置等計画の説明)

- 第5条 条例第4条第1項の規定により開催する説明会においては、次に掲げる事項について説明 しなければならない。
  - (1) 特定許可申請予定者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (2) 墓地又は火葬場の名称及び所在地
- (3) 墓地又は火葬場の規模及び構造設備の概要
- (4) 墓地又は火葬場の維持及び管理の方法
- (5) 特定経営等許可の申請予定年月日並びに墓地又は火葬場の工事着手予定年月日及び工事完 了予定年月日
- (6) 墓地又は火葬場の造成工事又は建設工事の方法及び安全対策の概要
- (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第4条第1項の規定による規則で定める日は、特定経営等許可の申請をする日の90日前と する。
- 3 条例第4条第4項の規定による報告をしようとする者は、説明会報告書(様式第4号)に次に 掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
  - (1) 墓地又は火葬場の近隣住民等の名簿
  - (2) 説明会の出席者名簿
  - (3) 説明会において使用し、又は配布した資料
  - (4) 説明会の議事録
  - (5) 欠席者、不在者等に対する説明等の措置を行った場合にあっては、その措置を行った日時、 概要等
  - (6) 近隣住民等からの意見を集約したもの
  - (7) その他市長が必要と認めるもの

(みなし許可に係る届出)

第6条 条例第6条の規定による届出をしようとする者は、墓地又は火葬場新設(変更・廃止)届 (様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(墓地等の経営の許可の申請)

- 第7条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、書類の一部を省略することができる。
  - (1) 墓地等の位置図
  - (2) 墓地にあっては、その敷地から周囲100メートル以内、火葬場にあっては、その敷地から周囲250メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
  - (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書、字図及び求積図

- (4) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (5) 申請の理由を記した書類
- (6) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (7) 墓地等の事業計画書及び収支予算書
- (8) 墓地等にあっては、使用料及び管理料の額を示した書類
- (9) 申請者(地方公共団体及び認可地縁団体を除く。)の法人としての規則、定款又は規約の 写し、登記事項証明書及び墓地等の経営の許可の申請に関する意思決定を証する書類
- (10) 申請者が認可地縁団体である場合には、規約の写し、告示事項証明書及び墓地等の経営の 許可の申請に関する意思決定を総会で議決したことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(墓地等の変更の許可の申請)

- 第8条 法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
  - (1) 変更の内容を明らかにした図面
  - (2) 変更に係る前条各号に掲げる書類又は図面
  - (3) 改葬を必要とする場合には、改葬の内容を明らかにした書類

(墓地等の廃止の許可の申請)

- 第9条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、書類の一部を省略することができる。
  - (1) 第7条第1号、第3号、第8号及び第9号又は第10号に掲げる書類及び図面
  - (2) 墓地及び納骨堂にあっては、改葬の内容を明らかにした書類
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

(埋葬禁止地域)

- 第10条 条例第9条第1項の規定による埋葬禁止地域は、市内全域とする。
- 2 条例第9条第2項に規定する規則で定めるものは、遺品、副葬品その他周辺の環境を汚染する おそれがないと市長が認めるものとする。

(工事の完了の届出)

- 第11条 条例第15条第1項の届出は、墓地等工事完了届(様式第9号)によるものとする。
- 2 市長は、条例第15条第2項の規定により法、条例及び条例第14条の規定に基づき付した条件に

適合することを確認したときは、墓地等工事完了確認通知書(様式第10号)により墓地等の経営者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 条例第16条の届出は、墓地等変更届(様式第11号)に変更の内容を明らかにした書類を添 えて行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第18条第2項に規定する身分を示す書類は、身分証明書(様式第12号)とする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、条例による改正前の中津市墓地等の経営許可に関する条例(平成12年中 津市条例第20号)の規定による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する ことができる。